

議案第 61 号 令和 2 年度那珂川市一般会計補正予算説明資料

1. 歳入 181,558 千円

①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（予算書 P11） 392,018 千円

○概要

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地域の実情に応じてきめ細やかに対応するための交付金。令和 2 年 6 月 24 日に国の第 2 次補正予算に伴う交付限度額が示された。

○交付限度額 471,447 千円

家賃支援を含む事業継続や雇用維持への対応分 178,535 千円

「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分 292,912 千円

○補正額の推移

第 1 回臨時議会（5 月 8 日） 60,000 千円

6 月定例会 100,857 千円

第 3 回臨時議会（6 月 25 日） 79,429 千円

第 4 回臨時議会（7 月 13 日） 392,018 千円

合計 632,304 千円

②新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（予算書 P12） 4,469 千円

○概要

児童福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に対する支援を行うとともに、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を支援するための補助金。補助率 100%

③ふるさと応援基金（予算書 P13） ▲214,929 千円

○概要

小中学校におけるタブレット整備の財源について、ふるさと応援基金から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金へ組替えを行うもの。

○理由

- ・新型コロナウイルス感染症対策地方創生珍事交付金の対策事業として「GIGA スクール構想の更なる加速・強化等による新しい時代に相応しい教育の実現」が含まれており、小中学校における 1 人 1 台のタブレット整備に同交付金を充当することで、GIGA スクール構想を推進するとともに、地方自治体の財政負担の軽減を図ることが想定されているため。

2. 歳出	181,558 千円
(1) 那珂川市緊急支援策 (①、②、③、⑤、⑥)	177,089 千円
(2) 県緊急経済対策関連 (④)	4,469 千円

①基幹系システム運用事業費 (緊急経済対策分) (予算書 P14) 1,650 千円

○概要

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている低所得者世帯へ生活支援商品券を配布するためのシステム改修に係る経費。

②新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援事業 (活動団体特別支援金) 14,600 千円

ボランティア支援センター登録団体分 (予算書 P15)	950 千円
社会福祉団体分 (予算書 P16)	650 千円
シニアクラブ分 (予算書 P16)	900 千円
人権啓発活動団体分 (予算書 P16)	200 千円
健康づくり団体分 (予算書 P18)	150 千円
防犯対策協議会分 (予算書 P22)	200 千円
文化協会分 (予算書 P22)	3,550 千円
読書ボランティア連絡会分 (予算書 P22)	50 千円
婦人会分 (予算書 P22)	50 千円
区公民館分 (予算書 P22)	1,800 千円
スポーツ団体分 (予算書 P22)	6,100 千円

○概要

・「新しい生活様式」を踏まえ、新型コロナウイルス感染の再拡大の防止に取り組みながら、社会経済活動のレベルを徐々に引き上げていく段階を迎えたことから、活動自粛により停滞していた市民団体の活動についても、その活動を支援することで活発な団体活動を促し、市の活性化を図る。

・市民団体が活動を行うために必要な消毒液、マスク、フェイスシールドや体温計などの経費に対し、1団体上限 5 万円を支援する。なお、令和 2 年度中に必要となった経費を対象とする。

・ ボランティア支援センター登録団体	19 団体
社会福祉団体	13 団体
シニアクラブ	18 団体
人権啓発活動団体	4 団体
健康づくり団体	3 団体
防犯対策協議会	4 団体
文化協会	71 団体
読書ボランティア連絡会	1 団体
婦人会	1 団体
区公民館	36 行政区公民館
スポーツ団体	122 団体 (体育協会 97 団体、 スポーツ少年団 25 団体)

○申請から支給までの流れ

7月中旬に、各団体に制度の趣旨説明。

↓

各団体で必要なもの等を購入し、申請書にその領収書を添付し申請。

↓

申請を受け、内容確認後、随時、支給。

③新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援事業費（生活支援商品券分）

（予算書 P16）

36,075 千円

○概要

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている低所得者世帯（非課税世帯）の生活を支援するとともに、市内における消費を喚起・下支えするため、低所得者世帯（非課税世帯）へ 6,000 円分の生活支援商品券を配布するもの。
- ・対象者は、「令和 2 年 10 月 1 日時点で市内に住所を有する世帯」かつ「世帯主が非課税で世帯員に課税者がいない世帯」。約 4,500 世帯を想定。
- ・生活支援商品券は、プレミアム商品券と同一の店舗で使用でき、配布日（令和 2 年 10 月上旬）から令和 3 年 2 月 28 日まで使用可能。

○申請から支給までの流れ

10月上旬に、対象世帯に対し、申請書を送付。

↓

申請を受付け次第、随時、生活支援商品券を配布。

↓

令和 2 年 12 月 28 日が申請書提出締め切り。

④新型コロナウイルス感染症対策事業費（児童福祉施設等感染拡大防止対策）

4,469 千円

児童福祉施設等（予算書 P17、県）

4,000 千円

中央保育所費（予算書 P17、県）

469 千円

○概要

- ・児童福祉等における感染拡大を防止する観点から、マスクや消毒液などの衛生用品や感染防止のための備品の購入などに対する支援を行うとともに、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を支援するもの。
- ・1施設 50 万円を上限に補助。
- ・対象施設は、中央保育所、私立保育所 5 施設、幼保連携認定こども園 1 施設、地域型保育事業所 2 施設。

○補助対象

- ・マスクや消毒液等の衛生用品、感染防止用の備品。
- ・研修受講費やかかり増し経費、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続するための費用。

⑤新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援事業費（中小企業等分）

（予算書 P19）

44,475 千円

○概要

- ・新型コロナウイルス感染症の何らかの影響を受けている中小企業や個人事業主を支援するため、これまで市からの支援の手立てがなく市中小企業等支援金（国の持続化給付金、県の持続化緊急支援金が支給される中小企業等へ 10 万円上乗せ支給）の対象とならない市内の中小企業等に対し、中小企業支援金（拡大分）を支給するもの。
- ・市中小企業等支援金の対象とならない市内の中小企業等へ 5 万円を支給。

○申請対象

- (1) 市中小企業等支援金の支給見込対象者を除く
- (2) 令和 2 年 8 月 1 日以前から市内にある中小企業等
※850 社を想定。

○提出書類

- (1) 申請書
 - (2) 振込先口座が確認できる書類
 - (3) 対象月の属する年度の直前の事業年度の確定申告書の控え（中小企業）
 - (4) 2019 年確定申告書の控え（個人事業者）
 - (5) 本人確認書類（マイナンバーカード、住民票、免許証等）
- ※できるだけ国の持続化給付金、県の持続化緊急支援金の申請に要した書類を使用予定。

○申請期間

受付開始から 3 か月間。（8 月 1 日から 10 月末を予定。）

○申請から支給までの流れ

8 月 1 日から申請受付を開始。

↓

申請書はHPに掲載し、郵送により申請を受付。

↓

市が申請受付後、書類のチェックを行い、2～3 週間程度で支援金を支給。

⑤新型コロナウイルス感性症対策緊急経済支援事業費（中小企業等家賃減支援分）

（予算書 P19）

80,289 千円

○概要

新型コロナウイルス感染症の影響により売上の急減に直面する中小企業等の事業継続を下支えするため、国の「家賃支援給付金」と県の「家賃軽減支援金」の給付を受けた中小企業等に対し、最大 60 万円の家賃軽減支援金を上乗せして支給するもの。

○給付額

- ・給付額は、法人の場合 60 万円（10 万円×6 月分）を、個人事業者の場合は 30 万円（5 万円×6 月分）を上限に支給。
- ・最大給付月額上限は、法人の場合、支払家賃月額が 75 万円以下までが 5 万円、支払家賃月額が 75 万円超 225 万円以下について 5 万円の合計 10 万円。個人事業者は、最大給付月額が法人の 1/2。

・ 給付額の試算

家賃を 30 万円/月とした場合

国給付額	$30 \text{ 万円} \times 2/3 =$	20 万円
県給付額	$30 \text{ 万円} \times 1/15 =$	2 万円
市給付額	$30 \text{ 万円} \times 1/15 =$	2 万円
合計		24 万円

法人等の実質負担は 6 万円（家賃の 20%）となる。

○ 給付対象者（筑紫地区内統一するよう調整中のための変更の可能性有）

(1)テナント事業者のうち、国の「家賃支援給付金」及び県の「家賃軽減支援金」の給付決定を受けた中小企業等（法人 590 社、個人事業者 730 社、合計 1,320 社想定）

(2)5 月から 12 月において「いずれか 1 か月の売上高が前年同月比で 50%以上減少」または「連続する 3 か月の売上高が前年同期比で 30%以上減少」した者

(3)法人にあっては本店の所在地、個人にあっては住所又は事業所が市内にあり、確定申告の納税地が市内であること。

(4)市内に所在する賃貸物件の賃料であること。

○ 提出書類（筑紫地区内統一するよう調整中のため変更の可能性有）

(1)申請書

(2)国の「家賃支援給付金」及び県「家賃軽減支援金」の対象となったことが確認できる書類

(3)振込先口座が確認できる書類

(4)市内の賃貸物件の賃貸借契約書の写し

(5)役員名簿（法人の場合）、本人確認書類（個人の場合、免許証等）

○ 申請期間

国の「家賃支援給付金」、県の「家賃軽減支援金」の申請期間に合わせ設定予定。

概ね、令和 2 年 8 月中旬から令和 3 年 3 月まで。

○ 申請から支給までの流れ

国の「家賃支援給付金」及び県の「家賃軽減支援金」の受付開始後に開始。

↓

申請書はHPに掲載し、郵送により申請を受付。

↓

市が申請受付後、書類のチェックを行い、2～3 週間程度で支援金を支給。

令和 2 年第 4 回臨時議会

国の感染症対応地方創生臨時交付金を活用した那珂川市議会臨時議会が 7 月 13 日招集され下記内容が決まりました

新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援事業（活動団体特別支援金）

○概要

- ・「新しい生活様式」を踏まえ、新型コロナウイルス感染の再拡大の防止に取り組みながら、社会経済活動のレベルを徐々に引き上げていく段階を迎えたことから、活動自粛により停滞していた市民団体の活動についても、その活動を支援することで活発な団体活動を促し、市の活性化を図る。
- ・市民団体が活動を行うために必要な消毒液、マスク、フェイスシールドや体温計などの経費に対し、1団体上限5万円を支援する。なお、令和2年度中に必要となった経費を対象とする。
- ・ボランティア支援センター登録団体 19団体
社会福祉団体 13団体
シニアクラブ 18団体
人権啓発活動団体 4団体
健康づくり団体 3団体
防犯対策協議会 4団体
文化協会 71団体
読書ボランティア連絡会 1団体
婦人会 1団体
区公民館 36行政区公民館
スポーツ団体 122団体（体育協会 97団体、
スポーツ少年団 25団体）

○申請から支給までの流れ

7月中旬に、各団体に制度の趣旨説明。

↓

各団体で必要なもの等を購入し、申請書にその領収書を添付し申請。

↓

申請を受け、内容確認後、随時、支給。

新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援事業費（生活支援商品券分）

○概要

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている低所得者世帯（非課税世帯）の生活を支援するとともに、市内における消費を喚起・下支えするため、低所得者世帯（非課税世帯）へ6,000円分の生活支援商品券を配布するもの。
- ・対象者は、「令和2年10月1日時点で市内に住所を有する世帯」かつ「世帯主が非課税で世帯員に課税者がいない世帯」。約4,500世帯を想定。
- ・生活支援商品券は、プレミアム商品券と同一の店舗で使用でき、配布日（令和2年10月上旬）から令和3年2月28日まで使用可能。

○申請から支給までの流れ

10月上旬に、対象世帯に対し、申請書を送付。

↓

申請を受付け次第、随時、生活支援商品券を配布。

↓

令和 2 年 12 月 28 日が申請書提出締め切り。

新型コロナウイルス感染症対策事業費

○概要

- ・児童福祉等における感染拡大を防止する観点から、マスクや消毒液などの衛生用品や感染防止のための備品の購入などに対する支援を行うとともに、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を支援するもの。
- ・1施設 50 万円を上限に補助。
- ・対象施設は、中央保育所、私立保育所 5 施設、幼保連携認定こども園 1 施設、地域型保育事業所 2 施設。

○補助対象

- ・マスクや消毒液等の衛生用品、感染防止用の備品。
- ・研修受講費やかかり増し経費、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続するための費用。

新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援事業費

○概要

- ・新型コロナウイルス感染症の何らかの影響を受けている中小企業や個人事業主を支援するため、これまで市からの支援の手立てがなく市中小企業等支援金（国の持続化給付金、県の持続化緊急支援金が支給される中小企業等へ 10 万円上乗せ支給）の対象とならない市内の中小企業等に対し、中小企業支援金（拡大分）を支給するもの。
- ・市中小企業等支援金の対象とならない市内の中小企業等へ 5 万円を支給。

○申請対象

- (1) 市中小企業等支援金の支給見込対象者を除く
 - (2) 令和 2 年 8 月 1 日以前から市内にある中小企業等
- ※850 社を想定。

○提出書類

- (1)申請書
- (2)振込先口座が確認できる書類
- (3)対象月の属する年度の直前の事業年度の確定申告書の控え（中小企業）
- (4)2019 年確定申告書の控え（個人事業者）
- (5)本人確認書類（マイナンバーカード、住民票、免許証等）

※できるだけ国の持続化給付金、県の持続化緊急支援金の申請に要した書類を使用予定。

○申請期間

受付開始から 3 か月間。（8 月 1 日から 10 月末を予定。）

○申請から支給までの流れ

8 月 1 日から申請受付を開始。

↓

申請書はHPに掲載し、郵送により申請を受付。

↓

市が申請受付後、書類のチェックを行い、2～3週間程度で支援金を支給

新型コロナウイルス感性症対策緊急経済支援事業費（中小企業等家賃減支援分）

○概要

新型コロナウイルス感染症の影響により売上の急減に直面する中小企業等の事業継続を下支えするため、国の「家賃支援給付金」と県の「家賃軽減支援金」の給付を受けた中小企業等に対し、最大60万円の家賃軽減支援金を上乗せして支給するもの。

○給付額

- ・給付額は、法人の場合60万円（10万円×6月分）を、個人事業者の場合は30万円（5万円×6月分）を上限に支給。
- ・最大給付月額上限は、法人の場合、支払家賃月額が75万円以下までが5万円、支払家賃月額が75万円超225万円以下について5万円の合計10万円。個人事業者は、最大給付月額が法人の1/2。

・給付額の試算

家賃を30万円/月とした場合

国給付額	$30 \text{ 万円} \times 2/3 =$	20万円
県給付額	$30 \text{ 万円} \times 1/15 =$	2万円
市給付額	$30 \text{ 万円} \times 1/15 =$	2万円
合計		24万円

法人等の実質負担は6万円（家賃の20%）となる。

○給付対象者（筑紫地区内統一するよう調整中のための変更の可能性有）

- (1)テナント事業者のうち、国の「家賃支援給付金」及び県の「家賃軽減支援金」の給付決定を受けた中小企業等（法人590社、個人事業者730社、合計1,320社想定）
- (2)5月から12月において「いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少」または「連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少」した者
- (3)法人にあっては本店の所在地、個人にあっては住所又は事業所が市内にあり、確定申告の納税地が市内であること。
- (4)市内に所在する賃貸物件の賃料であること。

○提出書類（筑紫地区内統一するよう調整中のため変更の可能性有）

- (1)申請書
- (2)国の「家賃支援給付金」及び県「家賃軽減支援金」の対象となったことが確認できる書類
- (3)振込先口座が確認できる書類
- (4)市内の賃貸物件の賃貸借契約書の写し
- (5)役員名簿（法人の場合）、本人確認書類（個人の場合、免許証等）

○申請期間

国の「家賃支援給付金」、県の「家賃軽減支援金」の申請期間に合わせ設定予定。
概ね、令和2年8月中旬から令和3年3月まで。

○申請から支給までの流れ

国の「家賃支援給付金」及び県の「家賃軽減支援金」の受付開始後に開始。



申請書はHPに掲載し、郵送により申請を受付。



市が申請受付後、書類のチェックを行い、2～3週間程度で支援金を支給。